

## 渚滑川水系渚滑川

## 1. 対象区間

種 別	河 川 名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹 川	渚滑川	0.0	24.5	24.5
計				24.5

## 2. 規制の方針

## 1) 渚滑川

KP0.0～19.6は規制区間とする。

その他の区間は禁止区間とする。

[理由]

第18次計画期間中は、下流部で河道掘削を実施する計画となっており、掘削土は河川事業等で利用するが、それ以外の砂利等については砂利採取が可能なことから、KP0.0～19.6は規制区間とする。

その他の区間においては、河床が安定しており、河道維持のための掘削等は当面必要なく、河川管理上の配慮から禁止区間とする。



4. 年次計画

種別	河川名	起点 km	終点 km	延長 km	掘削可能量 千m <sup>3</sup>	採取可能量 千m <sup>3</sup>	年次計画	令和 7年	令和 8年	令和 9年	備考
幹川	渚滑川	0.0	19.6	19.6	490.0	490.0	許可又は許可の予定量	170.0	160.0	160.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	170.0	160.0	160.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
総計				19.6	490.0	490.0	許可又は許可の予定量	170.0	160.0	160.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	170.0	160.0	160.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	

※年度別の許可予定量は、河川管理者や漁業関係者等の関係団体と事前に調整を図ることにより、採取可能量の範囲内で増量できるものとする。